



基安化発第 0717004 号
平成 20 年 7 月 17 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について

石綿による健康障害の防止対策の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1%を超えて含有するものを石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところです。

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821003 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「局長通達」という。）等により示されているところですが、今般、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析方法として局長通達記の 1 により示している JIS A 1481「建材中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）が改正され、平成 20 年 6 月 20 日に公示されたところです。本改正の概要は、別添のとおり、二次分析試料の残さ（渣）率が 0.15 を超える場合に、三次分析試料を作製することとしたこと等とされています。

については、その運用に当たっての留意事項は、下記のとおりでありますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 既に改正前の JIS 法により石綿等の使用の有無の分析を行ったものについては、改正後の JIS 法により改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 2 平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」（以下「課長通達」という。）の記の 3 の (1) により JIS 法による定量分析が必要とされない場合には、三次分析試料による定量分析を行わず、一次分析試料による定性分析方法の結果により、事業者が石綿がその重量の 0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずる場合が含まれること。
- 3 分析機関においては、改正後の JIS 法に的確に対応できるための体制を速やかに整備すること。

厚生労働省においては、委託事業により社団法人日本作業環境測定協会において石綿

分析機関能力向上事業を実施しており、石綿含有建材の石綿含有率測定に係る講習会を開催しているところである。

また、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/mortar/index.html>) において、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ作成した資料を公表しているところである。

体制整備に当たっては、これらも活用すること。

- 4 引き続き、平成20年2月6日付け基安化発第0206004号「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（以下「分析調査徹底通達」という。）に基づき、分析調査を行うこと。

なお、過去に行った分析調査において、アモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについて、分析調査徹底通達の記の2の(1)又は(2)に基づき、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトを対象としてJIS法による分析調査を行った際に、定性分析を行う過程において、クリソタイル等の含有の可能性があると判断される場合は、分析機関はその旨を分析依頼者に報告し、適切に対処すること。

- 5 課長通達の一部を次のように改める。

記の2の(1)及び3の(4)を削除する。

記の2の(2)を次のように改める。

「定量のための二次分析試料又は三次分析試料を作製し、JIS法の10「基底標準吸収補正法によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、その場合においては、一般に、石綿含有率はJIS法で定める定量下限（以下「定量下限」という。）以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿がその重量の0.1%を超えて含有しないものとして取り扱うものとする。

定量下限が0.1%を超える場合、又は不純物による影響等のため石綿回折線のピークの有無の判断が困難な場合については、石綿がその重量の0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとする。」

なお、局長通達の記の2の(1)及び課長通達の記の1中「JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」とあるのは、「JIS法の7.2.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」と読み替えること。

建材製品中のアスベスト含有率測定方法のJIS改正について

平成20年6月13日
経済産業省産業技術環境局
産業基盤標準化推進室

経済産業省は、建材製品中のアスベスト含有率測定方法を定めたJIS*について、アスベスト含有率基準が1%から0.1%に強化されたことに対応するとともに、JIS制定後に得られた技術的知見を反映させることを目的として、6月20日に改正・公示します。

*【JISの番号・名称】

JIS A 1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法（平成18年3月制定）

【改正の経緯】

1. JIS制定後の平成18年9月、労働安全衛生法施行令、石綿障害予防規則などにおいて、アスベスト含有製品のアスベスト含有率基準が1%から0.1%に強化されたことにより、建材のアスベスト含有状況をよりの確に把握する必要性が高まりました。
2. 平成18年12月、この基準強化に対応するため、本JISの制定申出団体である財団法人建材試験センターは、財団法人日本規格協会の協力を得て、JIS改正原案作成委員会を設置し、国内外の分析方法の調査を行うなどJIS改正のための検討を行いました。委員会には、厚生労働省・国土交通省・経済産業省の関係部局、建設・建材業界及び分析機関等から18名が委員として参加しました。
3. 平成19年10月、財団法人建材試験センター及び財団法人日本規格協会から上記委員会が作成したJIS改正案を付して、経済産業省に対しJIS改正の申出がありました。経済産業省は、この申出の内容について慎重に検討を進め、平成20年1月及び5月の日本工業標準調査会（JISC）による審議を行うとともに、JIS改正案に対するご意見をJISCホームページにおいて幅広く聴取し、6月20日付けでJISを改正することとしました。

【改正のポイント】

| 項目 | 現行JIS | 改正JIS | 改正理由 |
|------|--|---|--|
| 適用範囲 | ①対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト 備考 トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトについては解説に記載 ②天然鉱物であるバーミキュライトは適用外 | ①トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトも対象に包含 ②吹付けバーミキュライトにも適用 | ①アスベスト含有率0.1%への規制強化を踏まえ、不純物として含有されるアスベストをより正確に測定できるようにするため。 ②バーミキュライトの前処理法が確立され、定性分 |

| | | | |
|------|--|--|---|
| | | | 析が可能となったため。 |
| 測定方法 | <p>①一次分析を顕微鏡で行う方法として、「位相差顕微鏡による分散染色法」と「偏光顕微鏡による消光角法」の二つを規定</p> <p>②二次分析試料の残渣率が0.15以下の場合のみ定量分析を実施</p> <p>③顕微鏡による再分析を行うこととする規定</p> <p>④吹付けパーミキュライトの分析方法の規定なし</p> | <p>①「偏光顕微鏡による消光角法」を削除し、解説に記載</p> <p>②二次分析試料の残渣率が0.15を超える場合には、三次分析試料**を作製し、定量分析を実施</p> <p>③顕微鏡による再分析を行う際の対象及び方法を追加</p> <p>④吹付けパーミキュライトの分析方法を新たに追加</p> | <p>①分析に熟練を要することと分析機関にこの方法が浸透していないため。なお、分析方法としては有用であるため解説に記載。</p> <p>②残渣率0.15を超えた場合の措置を明確化するため。</p> <p>③顕微鏡による再分析を行う際の対象及び方法を明確化するため。</p> <p>④吹付けパーミキュライトの定性分析方法を追加したため。</p> |

注)** 二次分析試料から10~15mgを分取して適量の無じん水に分散